

# 特別養護老人ホーム あての木園

運営主体 :

社会福祉法人輪島市福祉会

理念 尊厳 共生 向上



## ● 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

## ● 私たちの基本方針

- 1.超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
- 2.地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
- 3.個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます。
- 4.すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。

問い合わせ・見学のご希望の方は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1661 FAX(0768)26-1751

メール [atenoki@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp) にご連絡下さい



## 施設の概要

開設年月日：昭和61年4月1日 定員：100人

居室の種類及び室数：1人部屋【6室】2人部屋【9室】4人部屋【19室】

設備の種類：食堂、談話コーナー、喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室(臥床式浴槽・座位式浴槽)、個浴室(檜風呂・個浴槽)、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室

## 【苦情受付】責任者：施設長

：苦情やご相談は専用窓口で受付けします。



## 【入居について（石川県指定介護老人福祉施設入居指針に基づき円滑に入居できるように取り組んでおります）】

### 入居対象者の選定

- ① 要介護 3 から要介護 5 の方
- ② 要介護 1 又は 2 の特例的な施設への入居(以下「特例入居」という。)が認められる方

### 特例入居の要件の判定について

- ① 認知症である方であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる方
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な方
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分である場合

### 入居の申込み

- ① 入居申込書、介護保険被保険者証の写し、直近 3 ヶ月分のサービス提供利用票又はサービス提供票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して申し込んで下さい
- ② 申込の有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までの期間です

### 入居検討委員会

- ① 入居決定に係る事務を処理するために、入居検討委員会を設置しております
- ② 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者委員で構成しております
- ③ 原則として毎月 1 回開催しております

### 入居申込者の評価基準（入居申込書の項目について、それぞれ点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定します）

- ①要介護度による評価
- ②介護者の状況による評価
- ③居宅サービスの利用状況による評価
- ④認知症・知的障害・精神障害等の状況による評価

### 特別な事由による入所

以下の場合、入居検討委員会の審議によらず施設の判断で入居を決定できることとしています。

- ① 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき
- ② 老人福祉法に定める措置委託による場合
- ③ 介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合

## 【個人情報保護に関する方針】

利用者に安心の施設生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきまして適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。当施設では、プライバシー保護マニュアルを定め確実な履行に努めます。

### 1. 個人情報の収集について

当施設が利用者の個人情報を収集する場合、介護にかかる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、了解を得た上で実施します。

### 2. 個人情報の利用及び提供

- ・当施設は、利用者の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。(利用者、ご家族の同意を得た場合、法令等により提供を要求された場合)
- ・当施設は、法令の定める場合等を除き、利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。

### 3. 個人情報の適正管理について

当施設は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏洩、紛失、改

ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

#### 4. 個人情報の確認・修正等について

当施設は、利用者の個人情報について利用者が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、この「プライバシー保護マニュアル」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

#### 5. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報の保護に関する法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報の仕組みの継続的な改善を図ります。

#### ■ 介護福祉施設サービス費(1日あたり)※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	サービス利用料金	要介護度区分	サービス利用料金
要介護 1	5,570 円	要介護 4	7,630 円
要介護 2	6,250 円	要介護 5	8,290 円
要介護 3	6,950 円		
■ その他の加算(介護福祉施設サービス費)	サービス利用料金	■ その他の加算(介護福祉施設サービス費)	サービス利用料金
初期加算	300 円/日	外泊時加算	2,460 円/日
日常生活継続支援加算	360 円/日	外泊時に施設がサービスを提供する場合の加算	5,600 円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	160 円/日	栄養マネジメント加算	140 円/日
再入所時栄養連携加算	4,000 円/回	低栄養リスク改善加算	3,000 円/月
経口移行加算	280 円/日	口腔維持加算(Ⅰ)	4,000 円/月
口腔維持加算(Ⅱ)	1,000 円/月	口腔衛生管理体制加算	300 円/月
口腔衛生管理加算	900 円/月	療養食加算	60 円/回
若年性認知症利用者受入加算	1,200 円/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円/日
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	6,500 円/回	配置医師緊急時対応加算(深夜)	13,000 円/回
看護体制加算(Ⅰ)	40 円/日	看護体制加算(Ⅱ)	80 円/日
褥瘡マネジメント加算	100 円/月	排せつ支援加算	1,000 円/月
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前 4 日以上 30 日以下(1 日)		1,440 円/日
	死亡日の前日及び前々日(1 日)		6,800 円/日
	死亡日(1 日)		12,800 円/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前 4 日以上 30 日以下(1 日)		1,440 円/日
	死亡日の前日及び前々日(1 日)		7,800 円/日
	死亡日(1 日)		15,800 円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の 8.3% を加算(1 月)(平成 33 年 3 月 31 日まで)		

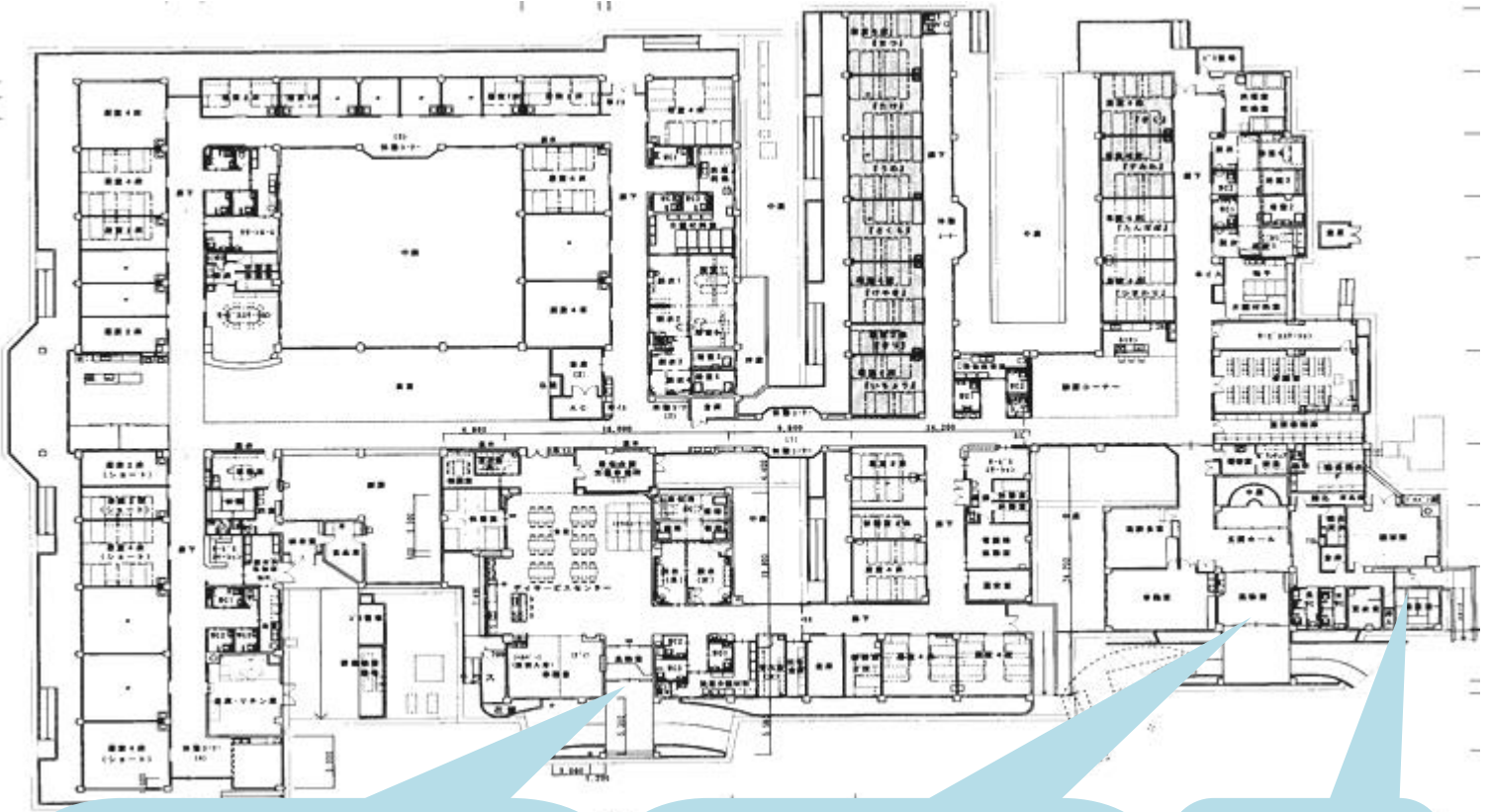
#### ■ その他の費用負担 (1日あたり)※介護保険負担限度額認定証に記載されてある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

負担段階	食事の負担限度額	従来型個室(1 人部屋)	多床室(2・4 人部屋)
第 1 段階	300 円	320 円	0 円
第 2 段階	390 円	420 円	370 円
第 3 段階	650 円	820 円	370 円
基準費用額	1,380 円	1,150 円	840 円

○理美容:施設内に行われる[理美容サービス]については 2,700 円(消費税込)/回をご負担いただきます。

○特別な食事の提供に要する費用 など

# 全館のご案内 Information



- デイサービスセンター
- 訪問介護センター
- 居宅介護支援事務所
- 在宅介護支援センター
- 入口

- 特別養護老人ホーム
- 短期入所センター
- 入口

夜間受付口

